

平成29年度
玄海町財務書類
(統一的な基準)

目 次

I 玄海町の財務書類の公表について

1	地方公会計制度の概要	1
2	玄海町の取り組み	2
3	統一的な基準の特徴	2
4	作成基準日	2
5	作成対象とする範囲	3

II 一般会計等財務書類

1	財務書類の見方	4
2	財務書類四表	5
(1)	貸借対照表	5
(2)	行政コスト計算書	8
(3)	純資産変動計算書	10
(4)	資金収支計算書	12

III 全体会計・連結会計財務書類

1	貸借対照表	14
2	行政コスト計算書	14
3	純資産変動計算書	15
4	資金収支計算書	15

IV 財務書類分析

1	資産形成度	17
2	世代間公平性	22
3	持続可能性	25
4	効率性	28
5	自律性	31

I 玄海町の財務書類の公表について

1 地方公会計制度の概要

国・地方公共団体の公会計制度は、これまで現金収支に着目した単式簿記が採用されてきました。ところが単式簿記は、発生主義の複式簿記を採用する企業会計と比べ、過去から積み上げた資産や負債などの状況を把握できないこと、また減価償却や引当金といった会計手続きの概念がないといった弱点がありました。そこで、財政の透明性を高め、国民・住民に対する説明責任をより適切に果たし、財政の効率化・適正化を図るため、現金主義会計を補完するものとして、企業会計の考え方及び手法を活用した発生主義会計に基づく財務書類等の開示が推進されてきました。

地方公共団体における財務書類の整備については、総務省から平成12年と平成13年に普通会計のバランスシート、行政コスト計算書及び地方公共団体全体のバランスシートのモデルが示され、平成18年6月「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が成立しました。また続けて同年8月には総務省から「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が示されました。これらの法律、指針により、地方の資産・債務改革の一環として、自治体の資産や債務の管理に必要な公会計をさらに整備することを目的としました。具体的には、平成18年5月に公表された「新地方公会計制度研究会報告書」を基に、国の作成基準に準拠した新たな方式による連結ベースでの財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の作成及び開示を行うよう、地方公共団体に対して要請を行いました。

この要請に基づき各地方公共団体では公会計の整備を着々と進めていきましたが、総務省は新地方公会計制度の導入にあたり、「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」の二つのモデルを示していました。さらに東京都は東京都方式、大阪府は大阪府方式と複数あることで他団体比較ができない等の問題が生じていました。このため総務省は平成25年8月に「研究会中間とりまとめ」を公表、平成26年3月に「地方自治体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会報告書」「財務書類作成基準に関する作業部会報告書」を公表しました。

そして、平成27年1月に発生主義・複式簿記の導入、固定資産台帳の整備により客観性・比較可能性を担保した「統一的な基準」による地方公会計の整備の方針が示され、すべての地方公共団体へこの統一的な基準での財務書類を平成30年3月までに作成するよう要請されました。

「統一的な基準」による地方公会計の整備が進むことにより、財政状況やストック情報が「見える化」され、固定資産台帳の整備により公共施設マネジメントが推進されるなど、地方公会計は、財務書類や固定資産台帳を作成するだけでなく、それをわかりやすく公表するとともに、資産管理や予算編成、行政評価等に活用されることが期待されています。このため、平成27年1月に公表された「統一的な基準による地方公会計マニュアル」の「財務書類等活用の手引き」において、財務書類等の活用の具体的な方法の例や先進自治体の活用事例等が示され、地方公会計の活用の視点や方法の普及が図られてきています。

2 玄海町の取り組み

こうした状況の中、玄海町では平成27年度決算から、固定資産台帳の整備を行い、統一的な基準による財務書類を作成しています。

このことにより、現金の取引情報にとどまらず資産や負債の状況も把握できるようになりました。住民にとっても玄海町の財務状況がどういったものであるかを判断することが出来る材料の1つになっているものと考えられます。

3 統一的な基準の特徴

統一的な基準による財務書類の特徴として大きく3つ挙げられます。

- ①発生主義・複式簿記の導入
- ②固定資産台帳の整備
- ③比較可能性の確保

4 作成基準日

作成基準日は、各会計年度の最終日としました。今回の平成29年度決算分では平成30年3月31日となります。なお、地方公共団体に設けられている出納整理期間(翌年度4月1日から5月31日までの間)の収支については、基準日までに終了したものとみなして取り扱っています。

5 作成対象とする範囲

会計区分			
連結会計	全体会計	一般会計等	一般会計
		特別会計	国民健康保険特別会計
			介護保険特別会計
			下水道事業特別会計
			後期高齢者医療特別会計
			水道事業会計
	一部事務組合 広域連合	佐賀県市町総合事務組合(一般会計)	
		佐賀県市町総合事務組合(会館管理会計)	
		佐賀県市町総合事務組合(交通災害共済会計)	
		佐賀県市町総合事務組合(消防補償会計)	
		佐賀県市町総合事務組合(退職手当会計)	
		佐賀県市町総合事務組合(非常勤補償会計)	
		佐賀県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	
		佐賀県後期高齢者医療広域連合(特別会計)	

※全体会計とは、一般会計に特別会計や公営企業会計を含めた会計で、連結会計とは、全体会計に一部事務組合などの関係団体を含めたものです。

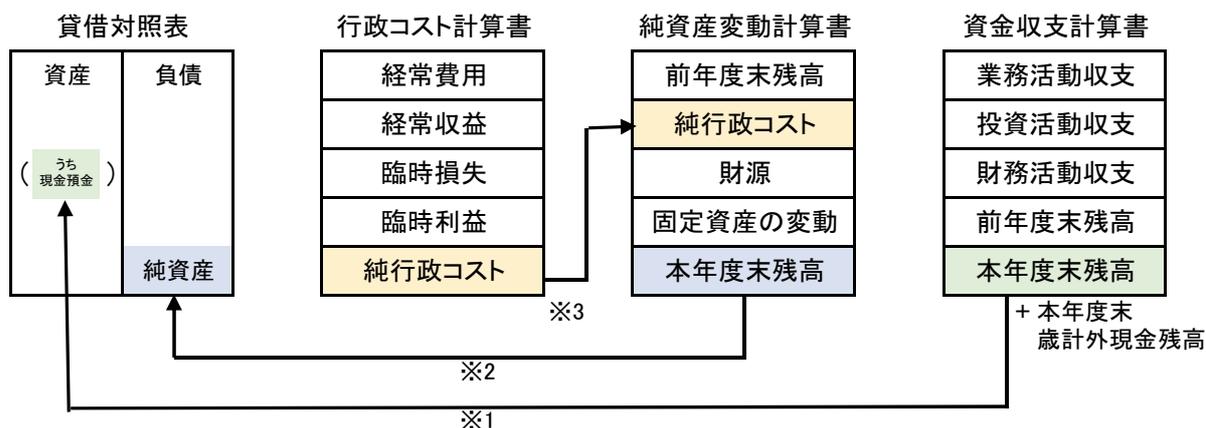
Ⅱ 一般会計等財務書類

1 財務書類の見方

発生主義・複式簿記による財務書類(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書等)は、現金主義・単式簿記の予算・決算情報を補完するものであり、発生主義会計では、現金決済を伴わないコスト取引(非資金取引)が把握されます。例えば、建物や工作物等は使用することや時間の経過によって徐々に価値は低下していきます。その価値の減少を減価償却費という形で把握します。また、退職手当については給料の後払いとしての性格があることから、毎年度、前もって勤務期間にわたり退職手当引当金繰入額として把握します。このように現金主義では見えにくい減価償却費、退職手当引当金繰入額といったコスト情報、資産・負債のストック情報の把握が可能となります。

また、分析する際には、災害や資産の売却など、単年度毎に特殊な事情がある場合があるので、単年度のみではなく、経年で一定期間の推移を併せて見ることも重要です。

なお、財務書類4表の相互関係は以下のとおりです。



※1 貸借対照表の資産のうち「現金預金」の金額は、資金収支計算書の本年度末残高に本年度末歳計外現金残高を足したものと対応します。

※2 貸借対照表の「純資産」の金額は、純資産変動計算書の本年度末残高と対応します。

※3 行政コスト計算書の「純行政コスト」の金額は、純資産変動計算書に記載されます。

2 財務書類四表

(1) 貸借対照表(平成30年3月31日現在)

地方公共団体の決算書は、1年間で、どのような収入がいくらあり、その収入を何にいくら使ったか、という単年度の状況は把握できますが、現在、どれだけの資産や負債があるのか、という情報は把握ができません。

この貸借対照表では、基準日現在で、どれだけの資産や負債があるのかを把握できます。「資産」は、保有する資産の内容や額が記載してあります。「負債」及び「純資産」は、「資産」を形成するためにどのような財源措置をしてきたかを表しています。

「負債」は、今後、負担すべき債務であることから将来世代に対しての負担ととらえることができ、一方で、「純資産」は、今後負担する必要性のない資産、言い換えればこれまでの世代や現在の世代、または国、県が負担した分となります。

資産の部	
1.固定資産	
(1)有形固定資産	a
事業用資産	
インフラ資産	
物品	
(2)無形固定資産	
(3)投資その他の資産	b
投資及び出資金	
投資損失引当金	
長期延滞債権	c
長期貸付金	
基金	d
その他	
徴収不能引当金	c
2.流動資産	
(1)現金預金	c
(2)未収金	
(3)短期貸付金	
(4)基金	d
(5)棚卸資産	
(6)その他	
(7)徴収不能引当金	c
資産の部合計	
負債及び純資産の部	
1.固定負債	
(1)地方債	e
(2)長期未払金	
(3)退職手当引当金	f
(4)損失補償等引当金	
(5)その他	
2.流動負債	
(1)1年内償還予定地方債	e
(2)未払金	
(3)未払費用	
(4)前受金	
(5)前受収益	
(6)賞与等引当金	
(7)預り金	
(8)その他	
負債の部合計	
(1)固定資産等形成分	g
(2)余剰分(不足分)	
純資産の部合計	
負債及び純資産の部合計	

<着目する主な項目>

a有形固定資産・減価償却累計額
 ・取得価額に対する減価償却累計額の比率を見ることで、資産の経年の程度を把握。
 ※減価償却累計額の金額は、財務書類四表の金額を参照。

b投資及び出資金・投資損失引当金
 ・投資損失引当金に△印の金額がある場合、業績がよくない第三セクター等があることを表示。

c長期延滞債権・未収金
 ・長期延滞債権・未収金は、税金等の未納があることを表示。
 ・これらのうち、過去の実績等から、回収が見込めないと推計された金額を徴収不能引当金に計上。

d基金
 ・用途を明確に定めて積み立てられているものと、年度間の財源の不均衡を調整するもの(財政調整基金)とが存在。

<着目する主な項目>

e地方債・1年内償還予定地方債
 ・次年度以降に償還予定の地方債残高を把握。
 ・臨時財政対策債など、固定資産の取得財源ではない特例的地方債の存在に留意。

f退職手当引当金
 ・貸借対照表日に職員全員が退職したと仮定した場合に必要な退職手当額を計上。
 ・退職手当組合加入団体は、組合における積立額相当額控除後の、将来的に組合に納付が必要となる金額が計上。

g余剰分(不足分)
 ・一般的にマイナス表記が多い。
 この場合、将来の税金や地方交付税などの財源が収入されると見越して、現世代が将来世代に負担を先送りしていることを表示。

(単位:千円)

貸借対照表					
資産の部			負債及び純資産の部		
勘定科目	一般会計等		勘定科目	一般会計等	
	金額	割合		金額	割合
1.固定資産	37,261,081	91.4%	1.固定負債	589,975	1.4%
(1)有形固定資産	27,867,470	68.4%	(1)地方債	-	-
事業用資産	17,652,117	43.3%	(2)長期未払金	-	-
インフラ資産	9,953,984	24.4%	(3)退職手当引当金	572,573	1.4%
物品	261,368	0.6%	(4)損失補償等引当金	-	-
(2)無形固定資産	111,901	0.3%	(5)その他	17,402	0.0%
(3)投資その他の資産	9,281,710	22.8%	2.流動負債	92,680	0.2%
投資及び出資金	26,979	0.1%	(1)1年内償還予定地方債	5,877	0.0%
投資損失引当金	-	-	(2)未払金	-	-
長期延滞債権	23,194	0.1%	(3)未払費用	-	-
長期貸付金	-	-	(4)前受金	-	-
基金	9,231,926	22.6%	(5)前受収益	-	-
その他	-	-	(6)賞与等引当金	62,153	0.2%
徴収不能引当金	△389	0.0%	(7)預り金	15,004	0.0%
2.流動資産	3,505,061	8.6%	(8)その他	9,646	0.0%
(1)現金預金	153,601	0.4%	負債の部合計	682,655	1.7%
(2)未収金	5,149	0.0%	(1)固定資産等形成分	40,607,551	
(3)短期貸付金	-	-	(2)余剰分(不足分)	△524,064	
(4)基金	3,346,470	8.2%	純資産の部合計	40,083,487	98.3%
(5)棚卸資産	-	-	負債及び純資産の部合計	40,766,142	100.0%
(6)その他	-	-			
(7)徴収不能引当金	△160	0.0%			
資産の部合計	40,766,142	100.0%			

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じる場合があります。

これまでに玄海町では、一般会計等ベースで約408億円の資産を形成してきています。その資産のうち、68.6%は土地や建物、工作物などの有形固定資産及びソフトウェアなどの無形固定資産で形成されています。また、基金は固定資産、流動資産合わせて約126億円所有しており、資産の30.9%を占めています。

一方で、将来世代が負担すべき負債は約7億円となっており、資産に対して1.7%となっています。これは非常に少ない数値となっており、地方債については平成30年度にて完済を予定しています。

純資産は形成した資産に対して負担の必要がない金額を指しており、資産に対して98.3%となっています。この中で、余剰分(不足分)が約△5億円となっていますが、これは基準日時点における金銭必要額を指しており、ほぼ全ての地方公共団体がマイナスになることが予想されます。

用語解説

①固定資産

事業用資産…………… 公共サービスに供されている資産でインフラ資産及び物品以外の資産
(例:庁舎、学校、公民館、公営住宅、福祉施設、収益事業の施設など)

インフラ資産…………… 社会基盤となる資産(例:道路、橋、公園、上下水道施設など)

物品…………… 車両、物品、美術品、機械装置等

無形固定資産…………… ソフトウェア、地上権等

投資及び出資金…………… 有価証券、出資金、出捐金

投資損失引当金…………… 連結対象団体への出資金等の実質価額が低下した場合に計上

長期延滞債権…………… 町税や使用料などの滞納繰越調定収入未済分

長期貸付金…………… 自治法第240条第1項に規定する債権である貸付金
(流動資産に区分されるもの以外)

- 基金・・・・・・・・・・・・・・・・ 流動資産に区分される以外の基金
- その他・・・・・・・・・・・・・・ 上記以外及び徴収不能引当金以外のもの
(長期前払金、株式会社のその他の投資等)
- 徴収不能引当金・・・・・・・・ 長期延滞債権や長期貸付金等の金銭債権に対する将来の取立不能見込額(不納欠損額)を見積もったもの

②流動資産

- 現金預金・・・・・・・・・・・・ 現金や普通預金を指し、歳計外現金も含む
- 未収金・・・・・・・・・・・・・・ 町税や使用料などの現年度調定収入未済分
- 短期貸付金・・・・・・・・・・・・ 貸付金のうち、翌年度に償還期限が到来するもの
- 基金・・・・・・・・・・・・・・ 財政調整基金、減債基金
- 棚卸資産・・・・・・・・・・・・ 売却を目的として保有している資産
- その他・・・・・・・・・・・・・・ 上記以外及び徴収不能引当金以外のもの(前払金、仮払金など)
- 徴収不能引当金・・・・・・・・ 未収金や短期貸付金等の金銭債権に対する将来の取立不能見込額(不納欠損額)を見積もったもの

③固定負債

- 地方債・・・・・・・・・・・・・・ 地方公共団体が発行した地方債のうち、償還予定が1年超のもの及び、地方三公社、第三セクター、一部事務組合等の長期借入金
- 長期未払金・・・・・・・・・・・・ 自治法第214条に規定する債務負担行為で確定債務とみなされるもの及びその他の確定債務のうち流動負債に区分されるもの以外
- 退職手当引当金・・・・・・・・ 原則期末自己都合要支給額
- 損失補償等引当金・・・・・・ 履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体財政健全化法上、将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上
- その他・・・・・・・・・・・・・・ 上記以外の固定負債(長期性リース債務等)

④流動負債

- 1年内償還予定地方債・・・ 地方公共団体が発行した地方債のうち、1年以内に償還予定のもの及び、地方三公社、第三セクター、一部事務組合等の短期借入金
- 未払金・・・・・・・・・・・・・・ 基準日時点までに支払義務発生の原因が生じており、その金額が確定し、または合理的に見積もることができるもの
- 未払費用・・・・・・・・・・・・・・ 一定の契約に従い、継続して役務の提供を受けている場合、基準日時点において既に提供された役務に対して未だその対価の支払を終えていないもの
- 前受金・・・・・・・・・・・・・・ 基準日時点において、代金の納入は受けているが、これに対する義務の履行を行っていないもの
- 前受収益・・・・・・・・・・・・・・ 一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、基準日時点において未だ提供していない役務に対し支払を受けたもの
- 賞与等引当金・・・・・・・・・・・・ 基準日時点までの期間に対応する期末手当・勤勉手当及び法定福利費
- 預り金・・・・・・・・・・・・・・ 基準日時点において、第三者から寄託された資産に係る見返負債
- その他・・・・・・・・・・・・・・ 上記以外の流動負債(短期性リース債務等)

(2) 行政コスト計算書(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

行政コスト計算書は、民間企業の損益計算書にあたるもので、行政運営にかかったコストのうち、例えば人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない行政サービスに要したコストを表したものです。また、実際に現金の支出を伴うサービスのほかに、減価償却費や退職手当引当金繰入額などの現金支出を伴わないコストまでを含んで表しています。

さらに、その行政サービスの提供に対する直接の対価である使用料や手数料といった受益者負担がどの程度あったかを把握することができます。

経常費用と経常収益の差額である純行政コストは、受益者負担以外の町税や地方交付税、国庫支出金・県支出金などで賄わなければならないコストを表すこととなります。

こうしたコストを把握することは、町の内部的には行政活動の効率性につながり、また、単年度の資産形成費用の多寡にのみ着目せず、長期的なコスト意識を醸成することにもつながるものと考えられます。さらにこれらのコストに対し、使用料等の住民負担がどうであったかを明らかにすることもできます。

経常費用	a
1.業務費用	
(1)人件費	
(2)物件費等	
内、減価償却費	d
(3)その他の業務費用	
2.移転費用	
(1)補助金等	
(2)社会保障給付	
(3)他会計への繰出金	
(4)その他	
経常収益	
1.使用料及び手数料	
2.その他	
純経常行政コスト	b
臨時損失	
臨時利益	
純行政コスト	c

<着目する主な項目>

a 人件費、物件費、移転費用(補助金)などを発生額で計上

b 経常的に発生する費用から、使用料及び手数料といった受益者負担収益を差し引くことで純経常行政コストを算定

c 臨時に発生する損失、利益を加味して純行政コスト(税を主とする一般財源等で賄うべきコスト)を算定

d 減価償却費
行政を執行する立場からは、1年間に消費した固定資産(償却資産)の金額を表す項目である。一方で、住民の立場から見た場合には、その金額に見合う施設やインフラに関するサービスの提供を受けたことを表示しているとの見方もできる。

(単位:千円)

行政コスト計算書		
勘定科目	一般会計等	
	金額	割合
経常費用	5,976,816	100.0%
1.業務費用	4,373,610	73.2%
(1)人件費	1,107,545	18.5%
(2)物件費等	3,186,125	53.3%
内、減価償却費	1,102,960	18.5%
(3)その他の業務費用	79,940	1.3%
2.移転費用	1,603,206	26.8%
(1)補助金等	655,582	11.0%
(2)社会保障給付	317,110	5.3%
(3)他会計への繰出金	629,954	10.5%
(4)その他	560	0.0%
経常収益	360,139	6.0%
1.使用料及び手数料	238,515	
2.その他	121,624	
純経常行政コスト	5,616,677	
臨時損失	203,694	
臨時利益	193	
純行政コスト	5,820,178	

注)1

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じる場合があります。

注)1 この割合は、受益者負担比率を表しています。(経常収益/経常費用)

毎年継続的に発生する費用である経常費用は約60億円となっています。業務費用と移転費用に分かれており、人件費や物件費などの業務費用が約44億円で73.2%、補助金や他会計への繰出金など外部へ支出される移転費用が約16億円で26.8%となっています。また、貸借対照表で計上している有形固定資産や無形固定資産の1年間の価値の目減り分である減価償却費は約11億円計上されています。

一方で、サービスの対価として徴収する使用料や手数料、受取利息などが該当する経常収益は約4億円となっており、経常費用に対して6%となっています。この数字は将来的には受益者負担が適正かどうかを検討する場合の一つの材料として使用することが考えられます。臨時的に発生した損益を含めて、最終的な行政コスト(純行政コスト)は約58億円となっています。この純行政コストに対してどのような財源を調達したかについては純資産変動計算書で表されます。

用語解説

①経常費用

1.業務費用

人件費…………… 職員給与費や賞与等引当金繰入額、退職手当引当金繰入額など
物件費等…………… 職員旅費、委託料、消耗品や備品購入費(消費的性質)、施設等の維持修繕にかかる経費や有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費等
その他の業務費用… 支払利息、徴収不能引当金繰入額、過年度分過誤納還付など

2.移転費用…………… 住民への補助金や生活保護費などの社会保障費、特別会計への繰出金等

②経常収益

使用料及び手数料…… 財・サービスの対価として使用料・手数料の形で徴収する金銭
その他…………… 過料、預金利子、売上収益等

③臨時損失…………… 災害復旧事業費、資産除売却損など

④臨時利益…………… 資産売却益など

(3) 純資産変動計算書(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産が、1年間でどのような要因で増減したか、を表すもので、本年度末純資産残高は貸借対照表の純資産合計と一致します。

1年間の純行政コストの金額に対して、税金等及び国県等補助金の金額がどの程度あるかを比較することにより、行政サービスの提供に必要となるコストが受益者負担以外の財源によってどの程度賄われているかを把握することが可能となります。

前年度末純資産残高
1.純行政コスト
2.財源
(1)税金等
(2)国県等補助金
本年度差額
固定資産の変動(内部変動)
資産評価差額
無償所管換等
他団体出資等分の増加
他団体出資等分の減少
比例連結割合変更に伴う差額
その他
本年度純資産変動額
本年度末純資産残高

<着目する主な項目>
 ・本年度差額
 発生主義ベースでの収支均衡が図られているかを表す項目。プラスであれば、現世代の負担によって将来世代も利用可能な資源を貯蓄したことを意味する一方、マイナスであれば、将来世代が利用可能な資源を現世代が費消して便益を享受していることを表示。

(単位:千円)

純資産変動計算書	
勘定科目	一般会計等 金額
前年度末純資産残高	39,545,896
1.純行政コスト	△5,820,178
2.財源	6,118,113
(1)税金等	3,817,496
(2)国県等補助金	2,300,618
本年度差額	297,935
固定資産の変動(内部変動)	-
資産評価差額	-
無償所管換等	239,655
その他	-
本年度純資産変動額	537,590
本年度末純資産残高	40,083,487

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じる場合があります。

行政コスト計算書で計算された純行政コスト約58億円に対して、町税や各種交付金、分担金や負担金、他会計からの繰入金である税金等は約38億円、国県からの補助金が約23億円となっており、純行政コストと財源の差額は約3億円となっています。

また、無償で取得した資産等の増減を加味した本年度純資産変動額は約5億円となっており、これは現世代の負担によって将来世代も利用可能な資源を蓄積したことを意味するものです。

なお本年度純資産変動額には減価償却費などの非資金仕訳が含まれるため資金収支計算書の本年度資金収支額とは一致しません。

用語解説

- ①前年度末純資産残高・・・ 前年度末の純資産の額(前年度貸借対照表と一致)
- ②純行政コスト…………… 行政活動に係る費用のうち、人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない行政サービスに係る費用(行政コスト計算書の「純行政コスト」の符号を反転した数値と一致)
- ③財源
 - 税金等…………… 町税、地方交付税、地方譲与税など
 - 国県等補助金…………… 国庫支出金及び県支出金など
- ④資産評価差額…………… 有価証券等の評価差額
- ⑤無償所管換等…………… 無償で譲渡または取得した固定資産の評価額など
- ⑥その他…………… 上記以外の純資産の変動

(4) 資金収支計算書(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

資金収支計算書は、単年度の資金の収支を表し、1年間の資金の増減を、業務活動収支・投資活動収支・財務活動収支の3区分に分け、どのような活動に資金が必要であったかを示しています。また、本年度末現金預金残高は、貸借対照表の流動資産の現金預金の金額と一致します。

業務活動収支は、日常の行政サービスを行ううえでの収入と支出を表しています。投資活動収支は、主に固定資産形成に関する収入と支出を表しています。財務活動収支とは、地方債等の借入や元金償還に関する支出を表しています。

1.業務活動収支	a
業務支出	
内、支払利息支出	
業務収入	
臨時支出	
臨時収入	
2.投資活動収支	b
投資活動支出	
投資活動収入	
基礎的財政収支	
3.財務活動収支	c
財務活動支出	
財務活動収入	
本年度資金収支額	
前年度末資金残高	
本年度末資金残高	
前年度末歳計外現金高	
本年度末歳計外現金増減額	
本年度末歳計外現金高	
本年度末現金預金残高	

<着目する主な項目>

- a 業務活動収支（経常的な活動に関する収支を集計）
 税収、補助金収入等の経常的な収入で、人件費、物件費等の経常的な活動のための支出を賄えているかどうかを表すものであり、投資活動や財務活動の余力があるかを表すものである。業務活動収支は通常プラスになることが望ましく、業務活動収支がマイナスの場合、財政的に良好ではないことがわかる。プラスの場合、業務活動収支のプラスの範囲内で投資活動収支を賄い、さらには財務活動収支も賄うのが一般的である。
- b 投資活動収支（投資的な活動に関する収支を集計）
 公共施設等の整備や基金の積立て、投資等の投資的な活動に関する支出に対して、補助金や基金の取り崩しによりどれだけ充当したかを表している。投資活動収支は資産形成等が行われればマイナスになることが多く、投資活動収支がプラスの場合は、当年度に基金の取崩が行われたことや資産形成等がほとんどなかったことを示すことが多い。
- c 財務活動収支（財務的な活動に関する収支を集計）
 財務活動収支は、当年度の地方債等の発行（収入）及び地方債等の償還（支出）の状況を表している。地方債の償還が進んでいる場合には、財務活動収支がマイナスとなるが、財務活動収支がプラスの場合は、地方債等が増加していることを示すため、今後の地方債等の償還に可能となる収入が見込まれるか留意する必要がある。

(単位:千円)

資金収支計算書	
勘定科目	一般会計等
	金額
1.業務活動収支	1,619,273
業務支出	4,821,022
内、支払利息支出	671
業務収入	6,441,458
臨時支出	8,167
臨時収入	7,004
2.投資活動収支	△1,720,420
投資活動支出	4,076,406
投資活動収入	2,355,987
基礎的財政収支	△100,475
3.財務活動収支	△40,339
財務活動支出	40,339
財務活動収入	-
本年度資金収支額	△141,486
前年度末資金残高	280,083
本年度末資金残高	138,597
前年度末歳計外現金高	26,796
本年度末歳計外現金増減額	△11,791
本年度末歳計外現金高	15,004
本年度末現金預金残高	153,601

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じる場合があります。

経常的な業務活動収支においては、約16億円の黒字となっています。それに対し、投資活動収支は約17億円の赤字となっています。

主な投資活動支出として、公共施設等整備支出で約22億円、基金の積立支出約18億円があります。主な投資活動収入として、公共施設整備に係る補助金が約0.29億円、基金の取崩収入が20億円あります。

財務活動収支は町債の償還と発行が関わっており、約0.4億円の赤字となっています。これは、町債を償還した額が発行額よりも多かったためであり、貸借対照表の負債である地方債の総額の減少につながっています。

Ⅲ 全体会計・連結会計財務書類

「Ⅰ 玄海町の財務書類の公表について(5作成対象とする範囲)」でも述べたとおり、全体会計とは、一般会計に特別会計や公営企業会計を含めた会計で、連結会計とは、全体会計に一部事務組合などの関係団体を含めたものです。

1 貸借対照表(平成30年3月31日現在)

(単位:千円)

貸借対照表									
資産の部					負債及び純資産の部				
勘定科目	全体会計		連結会計		勘定科目	全体会計		連結会計	
	金額	割合	金額	割合		金額	割合	金額	割合
1.固定資産	46,582,312	92.3%	46,809,011	92.3%	1.固定負債	6,237,978	12.4%	6,417,785	12.7%
(1)有形固定資産	37,048,997	73.4%	37,075,691	73.1%	(1)地方債	2,960,523	5.9%	2,960,523	5.8%
事業用資産	17,652,117	35.0%	17,678,812	34.9%	(2)長期未払金	-	-	-	-
インフラ資産	17,143,700	34.0%	17,143,700	33.8%	(3)退職手当引当金	572,573	1.1%	752,380	1.5%
物品	2,253,180	4.5%	2,253,180	4.4%	(4)損失補償等引当金	-	-	-	-
(2)無形固定資産	115,526	0.2%	115,560	0.2%	(5)その他	2,704,882	5.4%	2,704,882	5.3%
(3)投資その他の資産	9,417,788	18.7%	9,617,760	19.0%	2.流動負債	314,052	0.6%	314,096	0.6%
投資及び出資金	26,979	0.1%	26,979	0.1%	(1)1年内償還予定地方債	174,786	0.3%	174,786	0.3%
投資損失引当金	-	-	-	-	(2)未払金	46,827	0.1%	46,827	0.1%
長期延滞債権	36,414	0.1%	36,423	0.1%	(3)未払費用	-	-	-	-
長期貸付金	-	-	-	-	(4)前受金	-	-	-	-
基金	9,355,476	18.5%	9,555,442	18.8%	(5)前受収益	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	(6)賞与等引当金	67,789	0.1%	67,832	0.1%
徴収不能引当金	△1,081	0.0%	△1,084	0.0%	(7)預り金	15,004	0.0%	15,005	0.0%
2.流動資産	3,884,457	7.7%	3,912,670	7.7%	(8)その他	9,646	0.0%	9,646	0.0%
(1)現金預金	508,942	1.0%	537,119	1.1%	負債の部合計	6,552,030	13.0%	6,731,881	13.3%
(2)未収金	18,570	0.0%	18,607	0.0%	(1)固定資産等形成分	49,940,064		50,166,763	
(3)短期貸付金	-	-	-	-	(2)余剰分(不足分)	△6,025,324		△6,176,963	
(4)基金	3,357,751	6.7%	3,357,751	6.6%	純資産の部合計	43,914,739	87.0%	43,989,800	86.7%
(5)棚卸資産	-	-	-	-	資産の部合計	50,466,769	100.0%	50,721,681	100.0%
(6)その他	-	-	-	-	負債及び純資産の部合計	50,466,769	100.0%	50,721,681	100.0%
(7)徴収不能引当金	△806	0.0%	△808	0.0%					
(8)繰延資産	-	-	-	-					

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じる場合があります。

2 行政コスト計算書(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(単位:千円)

行政コスト計算書					
勘定科目	全体会計		連結会計		
	金額	割合	金額	割合	
経常費用	7,881,923	100.0%	8,606,250	100.0%	
1.業務費用	5,227,509	66.3%	5,259,697	61.1%	
(1)人件費	1,177,403	14.9%	1,179,173	13.7%	
(2)物件費等	3,885,429	49.3%	3,891,947	45.2%	
内、減価償却費	1,533,691	19.5%	1,533,707	17.8%	
(3)その他の業務費用	164,677	2.1%	188,577	2.2%	
2.移転費用	2,654,414	33.7%	3,346,553	38.9%	
(1)補助金等	2,332,351	29.6%	3,024,330	35.1%	
(2)社会保障給付	317,365	4.0%	317,365	3.7%	
(3)他会計への繰出金	-	-	-	-	
(4)その他	4,698	0.1%	4,858	0.1%	
経常収益	542,192	6.9%	546,620	6.4%	注)1
1.使用料及び手数料	412,868		413,852		
2.その他	129,324		132,768		
純経常行政コスト	7,339,731		8,059,631		
臨時損失	274,683		274,683		
臨時利益	255		255		
純行政コスト	7,614,159		8,334,058		

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じる場合があります。

注)1 この割合は、受益者負担比率を表しています。(経常収益/経常費用)

3 純資産変動計算書(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(単位:千円)

純資産変動計算書		
勘定科目	全体会計	連結会計
	金額	金額
前年度末純資産残高	43,607,023	43,701,289
1.純行政コスト	△7,614,159	△8,334,058
2.財源	7,688,140	8,402,075
(1) 税金等	4,762,392	5,103,933
(2) 国県等補助金	2,925,748	3,298,142
本年度差額	73,981	68,016
固定資産の変動(内部変動)	-	-
資産評価差額	-	-
無償所管換等	233,525	233,525
他団体出資等分の増加	-	-
他団体出資等分の減少	-	-
比例連結割合変更に伴う差額	-	△13,240
その他	210	210
本年度純資産変動額	307,716	288,511
本年度末純資産残高	43,914,739	43,989,800

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じる場合があります。

4 資金収支計算書(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(単位:千円)

資金収支計算書		
勘定科目	全体会計	連結会計
	金額	金額
1.業務活動収支	1,786,988	1,780,949
業務支出	6,273,143	6,997,560
内、支払利息支出	63,877	63,877
業務収入	8,061,232	8,779,609
臨時支出	8,167	8,167
臨時収入	7,067	7,067
2.投資活動収支	△1,747,374	△1,745,371
投資活動支出	4,121,073	4,130,994
投資活動収入	2,373,700	2,385,623
基礎的財政収支	103,492	99,455
3.財務活動収支	△207,938	△207,938
財務活動支出	207,938	207,938
財務活動収入	-	-
本年度資金収支額	△168,323	△172,360
前年度末資金残高	662,260	694,305
比例連結割合変更に伴う差額	-	169
本年度末資金残高	493,937	522,114
前年度末歳計外現金高	26,796	26,796
本年度末歳計外現金増減額	△11,791	△11,791
本年度末歳計外現金高	15,004	15,005
本年度末現金預金残高	508,942	537,119

※表示金額は千円単位となっており、四捨五入のため合計金額に齟齬が生じる場合があります。

IV財務書類分析

統一的な基準による地方公会計の整備により、従来の決算統計や地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）における健全化指標等、既存の指標に加え、地方公共団体が保有する資産・負債に関する新たな指標を算出することにより財政状況を多角的に分析することが可能となります。分析の5つの視点で考えられる主な指標は下図のとおりですが、当該年度の類似団体比較（数値分析・指標分析）や経年比較（数値・指標の増減分析）により分析することが重要です。

ただし、これらの指標については、全体の大まかな傾向を把握するためには有用ですが、単年度に発生した取引の影響で大きく数値が変動する場合があること、経費の性質的には計算に含めるべきもの（又は除くべきもの）が、必ずしも加除されていないこと等から、分析結果を読み解く際には複数年度の傾向を踏まえた分析を行うなど留意が必要です。

なお、これらの指標に基づき、類似団体との比較分析を効率的に進めるために、各地方公共団体の指標を比較可能な形で示す方法の検討については、地方公共団体の財務書類の公表の進捗を踏まえ、引き続きの課題として認識する必要があります。今回の分析では、一般会計等の金額を用いて指標を算出しています。

分析の視点	住民等のニーズ	指標
資産形成度	将来世代に残る資産はどのくらいあるか	<ul style="list-style-type: none"> ▶住民一人当たり資産額 ▶有形固定資産の行政目的別割合 ▶歳入額対資産比率 ▶有形固定資産減価償却率
世代間公平性	将来世代と現世代との負担の分担は適切か	<ul style="list-style-type: none"> ▶純資産比率 ▶社会資本等形成の世代間負担比率
持続可能性 (健全性)	財政に持続可能性があるか (どのくらい借金があるか)	<ul style="list-style-type: none"> ▶住民一人当たり負債額 ▶基礎的財政収支 ▶債務償還可能年数
効率性	行政サービスは効率的に提供されているか	<ul style="list-style-type: none"> ▶住民一人当たり行政コスト ▶性質別・行政目的別行政コスト
自律性	歳入はどのくらい税金等で賄われているか (受益者負担の水準はどうなっているか)	<ul style="list-style-type: none"> ▶受益者負担割合

1 資産形成度

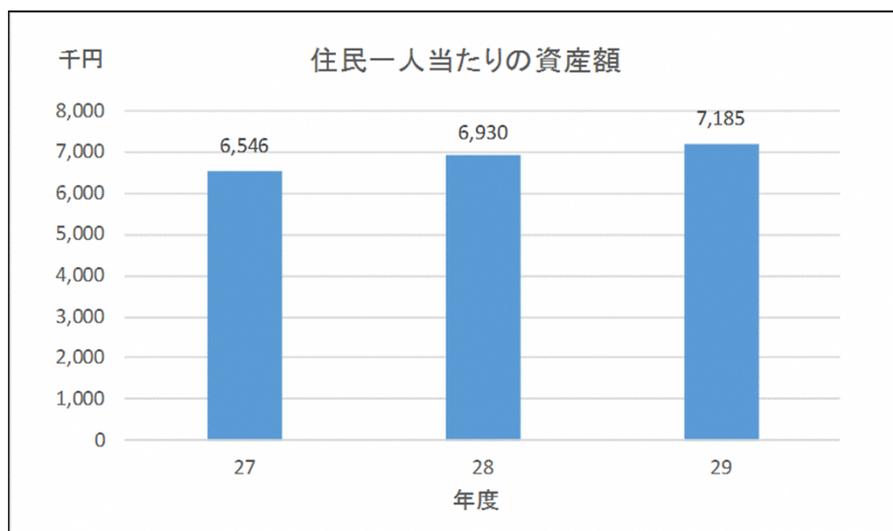
将来世代に残る資産はどのくらいあるか

住民一人当たり資産額

・資産額を住民基本台帳人口で除して住民一人当たり資産額とすることにより、住民等にとって理解しやすい情報となると共に、他団体との比較が容易になります。

算定式

・資産合計÷住民基本台帳人口



住民一人当たりの資産額

	資産 (千円)	住民基本台帳 人口(人)	住民一人当たりの 資産額(千円)
29年度	40,766,142	5,674	7,185
28年度	40,228,448	5,805	6,930
27年度	39,728,628	6,069	6,546

※ 3月31日現在の住民基本台帳人口を使用

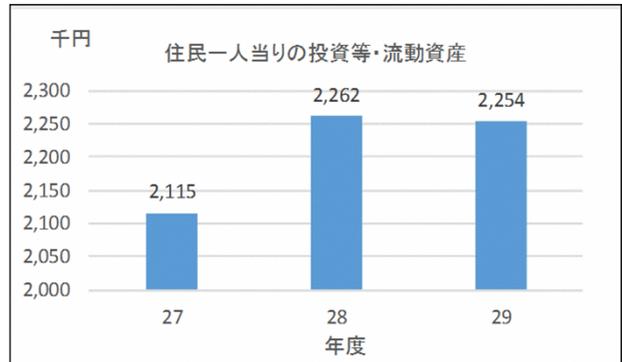
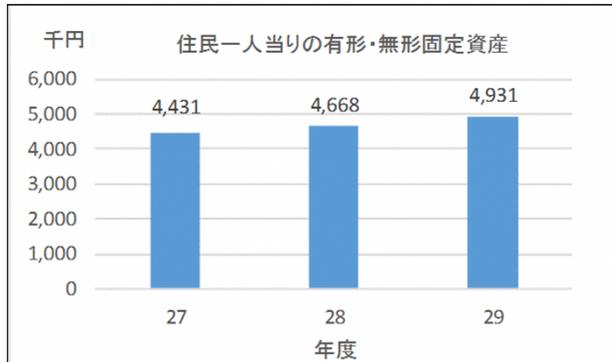
地方公共団体の資産形成度を分析するにあたり、住民1人当たりの資産額を算出することによって、住民にとってもわかりやすい情報となるとともに、類似団体とも比較が容易となります。

また、住民1人当たり資産額は、資産合計をベースに算定しますが、資産には、大きく分けて、住民サービスを提供するために保有し将来世代に引き継ぐ資産である有形・無形固定資産と、将来、債務返済や行政サービスに使用することが可能な資産(投資等、流動資産)とに分けられることから、「住民1人当たりの資産額」はさらに、「住民1人当たり有形・無形固定資産」と「住民1人当たり投資等・流動資産」とに分けて分析することも可能です。

経年比較においては資産の増減の要因や資産形成の傾向を明らかにすることが必要です。

住民1人当たり資産額の増加は行政サービスに用いることができる資産形成が進み、資産の蓄積がなされたと評価することができますが、住民1人当たり資産額の大きな減少は、金額を取得価額等と減価償却累計額とに分け経年比較することで、人口減少等により資産圧縮に取り組んだ結果なのか、老朽化により金額が減少しているのかを把握し、資産圧縮であれば評価できます。

<参考>



住民一人当りの有形・無形固定資産

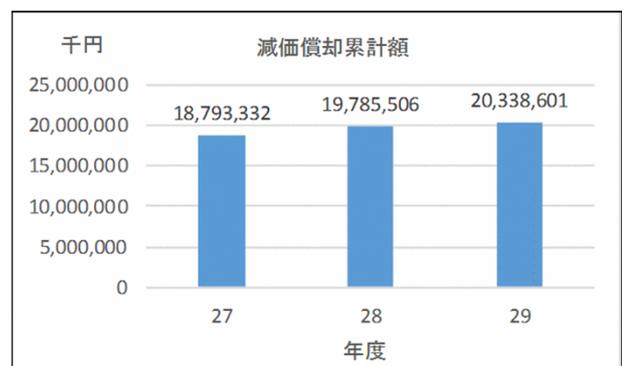
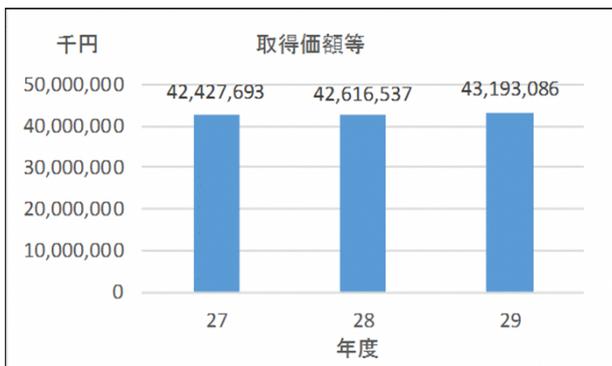
(単位:千円)

	有形・無形 固定資産	住民基本台帳 人口(人)	一人当たり
29年度	27,979,371	5,674	4,931
28年度	27,097,043	5,805	4,668
27年度	26,889,913	6,069	4,431

住民一人当りの投資等・流動資産

(単位:千円)

	投資等 流動資産	住民基本台帳 人口(人)	一人当たり
29年度	12,786,771	5,674	2,254
28年度	13,131,405	5,805	2,262
27年度	12,838,715	6,069	2,115



有形固定資産の行政目的別割合

- ・有形固定資産の行政目的別(生活インフラ・国土保全、福祉、教育等)の割合を算出することにより、行政分野ごとの社会資本形成の比重の把握が可能となります。
- ・経年比較することにより、行政分野ごとに社会資本がどのように形成されてきたかを把握することができます。
- ・類似団体との比較により資産形成の特徴を把握し、今後の資産整備の方向性の検討の参考になります。

有形固定資産の行政目的別の割合

	生活インフラ 国土保全	教育	福祉	環境衛生	産業振興	消防	総務	その他	合計
29年度	37.4%	27.6%	19.8%	0.0%	6.3%	1.6%	7.2%	0.1%	100%
28年度	34.7%	31.2%	17.9%	0.2%	6.5%	1.7%	7.5%	0.2%	100%
27年度	45.5%	27.1%	14.1%	0.1%	5.6%	1.5%	6.1%	0.1%	100%

有形固定資産について、行政目的別の割合を算出することにより、行政分野ごとの社会資本の形成の比重を把握することが可能となります。これを経年比較することにより、行政分野ごとに社会資本がどのように形成されてきたのか、また、類似団体と比較することにより、資産形成の特徴を把握することが可能となります。

生活インフラ・国土保全の代表的な資産としては道路工作物等に代表されるインフラ資産があり、教育の代表的な資産としては学校施設がありますが、それらの公共資産がどのような比重で資産形成されているのか、また、どのような速度で資産形成されてきたか、ないしは老朽化が進んでいるのか、を読み解くことが可能となります。

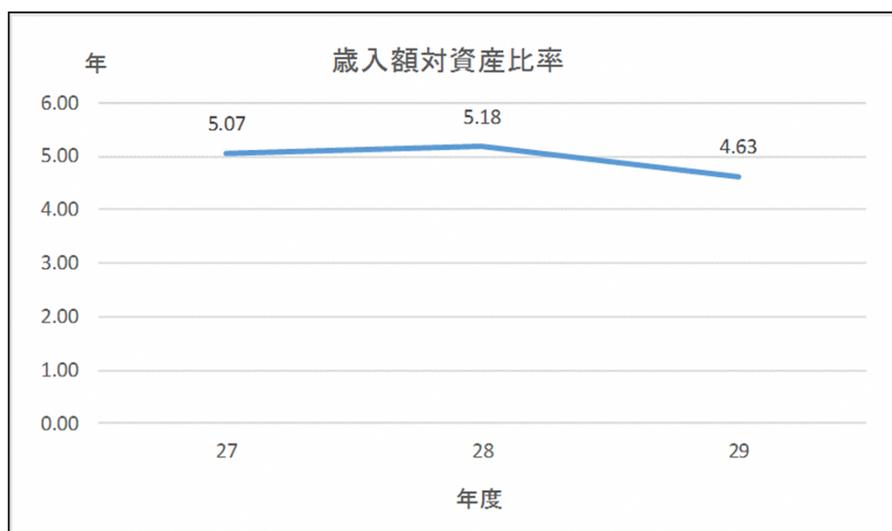
なお、施設の老朽化が加速している分野の分析については、金額を取得価額等と減価償却累計額に分けて経年比較することで、投資額が少ないことにより金額が小さいのか、老朽化により金額が減少しているかを把握することができます。

歳入額対資産比率

・該当年度の歳入総額に対する資産の比率を算出することにより、これまでに形成されたストックとしての資産が、歳入の何年分に相当するかを表し、地方公共団体の資産形成の度合いを把握することができます。

算定式

・資産合計÷歳入総額



歳入額対資産比率

	資産 (千円)	歳入総額 (千円)	歳入額対 資産比率(年)
29年度	40,766,142	8,804,449	4.63
28年度	40,228,448	7,762,144	5.18
27年度	39,728,628	7,838,595	5.07

地方公共団体の資産形成度については、歳入総額に対する資産合計の比率を算出し、これまでに形成された資産が、何年分の歳入に相当するのによっても測ることができます。

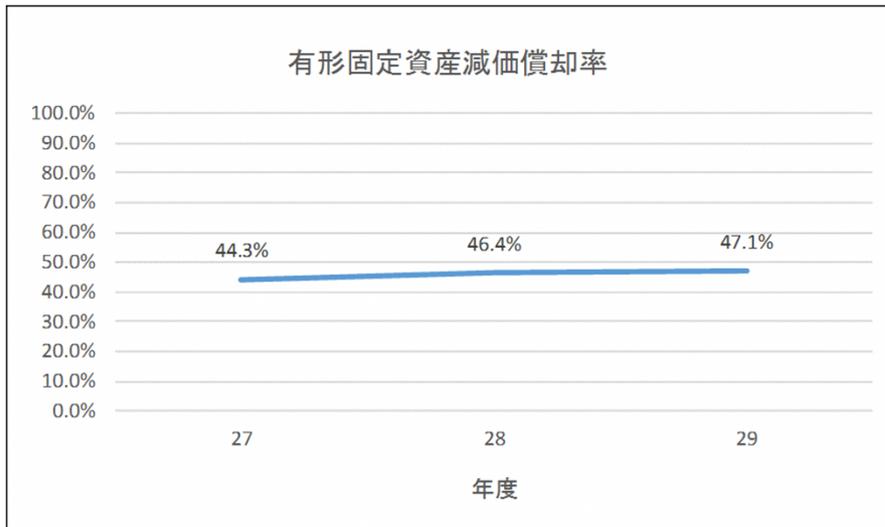
有形固定資産減価償却率(資産老朽化比率)

・有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。

・固定資産台帳等を活用すれば、行政目的別や施設別の比率も算出することができます。

算定式

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計}-\text{土地等の非償却資産}+\text{減価償却累計額}}$$



有形固定資産減価償却率

	減価償却累計額 (千円)	有形固定資産-非償却資産 +減価償却累計額(千円)	有形固定資産 減価償却率
29年度	20,338,601	43,193,086	47.1%
28年度	19,785,506	42,616,537	46.4%
27年度	18,793,332	42,427,693	44.3%

保有している有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過したのかを把握することが可能となります。さらに、行政目的別や施設別に当該比率を算出することにより、資産の償却が進んでいる行政分野や施設についてより詳細な把握が可能となり、公共施設マネジメントにおける老朽化対策の検討の情報として活用することも可能となります。

なお、減価償却累計額の算定には耐用年数省令による耐用年数を用いることを原則としているため、資産の長寿命化対策を行った場合に、その結果が直接反映されるものではないことに留意する必要があります。

2 世代間公平性

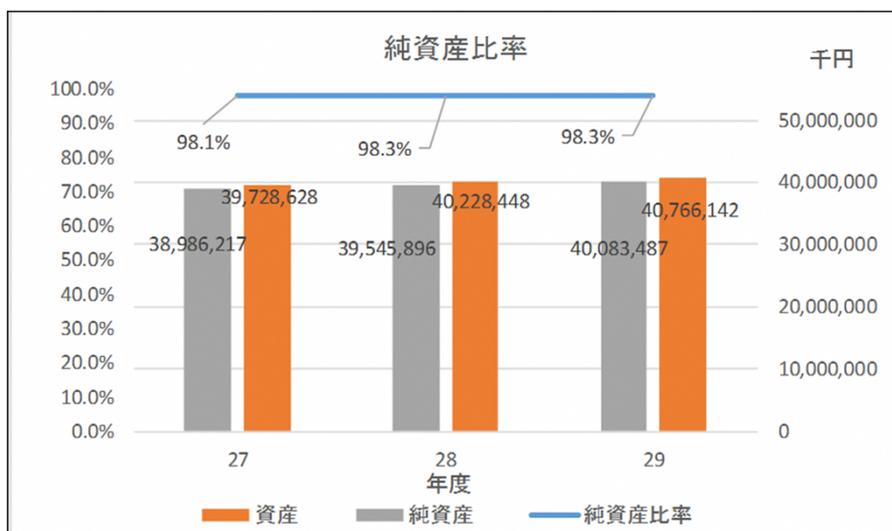
将来世代と現世代との負担の分担は適切か

純資産比率

- ・地方債の発行等を通じて、将来世代と過去及び現世代の負担の配分を行うと考えれば、純資産の変動は、将来世代と過去及び現世代との間で負担の割合が変動したことを意味します。
- ・たとえば、純資産の増加は、過去及び現世代の負担によって将来世代も利用可能な資源を蓄積したことを意味する一方、純資産の減少は、将来世代が利用可能な資源を過去及び現世代が費消して便益を享受していると捉えることができます。
- ・なお、純資産は固定資産形成分及び余剰分(不足分)に分類されるため、その内訳にも留意する必要があります。

算定式

$$\text{純資産} \div \text{資産合計}$$



純資産比率

	資産 (千円)	純資産 (千円)	純資産比率 (%)
29年度	40,766,142	40,083,487	98.3%
28年度	40,228,448	39,545,896	98.3%
27年度	39,728,628	38,986,217	98.1%

純資産の増加は、過去及び現世代の負担により将来世代が利用可能な資源を蓄積したことを表す一方、純資産の減少は、将来世代が利用可能な資源を過去及び現世代が費消していると捉えられます。このため、純資産に対する資産の比率を算出することにより、保有している有形固定資産等がどの世代の負担により行われたのかを把握し、世代間負担の公平性を測ることが可能となります。

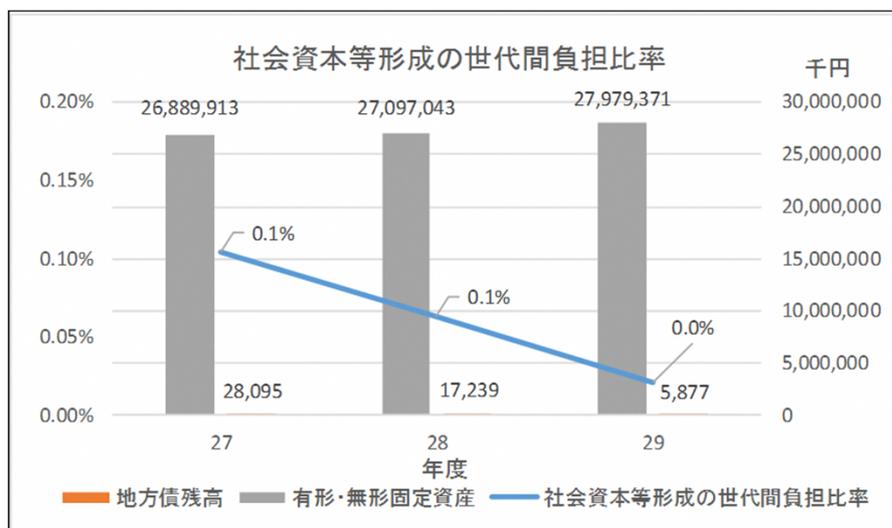
また、純資産比率の経年比較によって、世代間負担がどのように推移しているのか把握するとともに、類似団体比較により、自団体の世代間負担が類似団体と比べてどのような傾向にあるのか把握することが可能となります。

社会資本等形成の世代間負担比率(将来世代負担比率)

・有形固定資産などの社会資本等に対して、将来の償還等が必要な負債による調達割合(公共資産等形成充当負債の割合)を算定することにより、社会資本等形成に係る将来世代の負担の程度を把握することができます。

算定式

$$\text{社会資本等形成の世代間負担比率 (将来世代負担比率)} = \frac{\text{地方債残高}}{\text{有形・無形固定資産合計}}$$



社会資本等形成の世代間負担比率

	地方債残高 (千円)	有形・無形 固定資産合計(千円)	社会資本等形成の 世代間負担比率
29年度	5,877	27,979,371	0.0%
28年度	17,239	27,097,043	0.1%
27年度	28,095	26,889,913	0.1%

「社会資本等形成の世代間負担比率(将来世代負担比率)」は、社会資本等形成分と財源調達のうち将来世代負担となる地方債残高を比較することで、社会資本形成における世代間負担の状況を把握するものです。

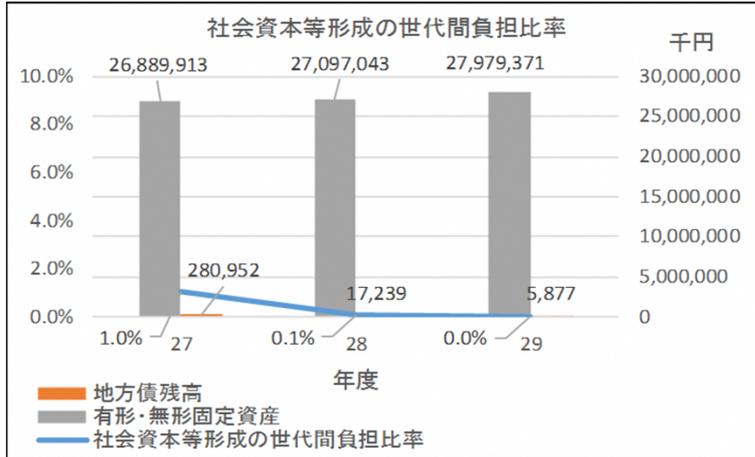
純資産比率では、過去及び現世代と将来世代の負担割合を把握できますが、将来世代負担比率では、社会資本等形成に係る世代間の負担割合を把握することができます。

<参考>

算定式

$$\text{社会資本等形成の世代間負担比率 (将来世代負担比率)} = \frac{\text{地方債残高}}{\text{有形・無形固定資産合計}}$$

※地方債残高を通常分とする場合



社会資本等形成の世代間負担比率

	地方債残高(通常分) (千円)	有形・無形 固定資産合計(千円)	社会資本等形成の 世代間負担比率
29年度	5,877	27,979,371	0.0%
28年度	17,239	27,097,043	0.1%
27年度	280,952	26,889,913	1.0%

3 持続可能性

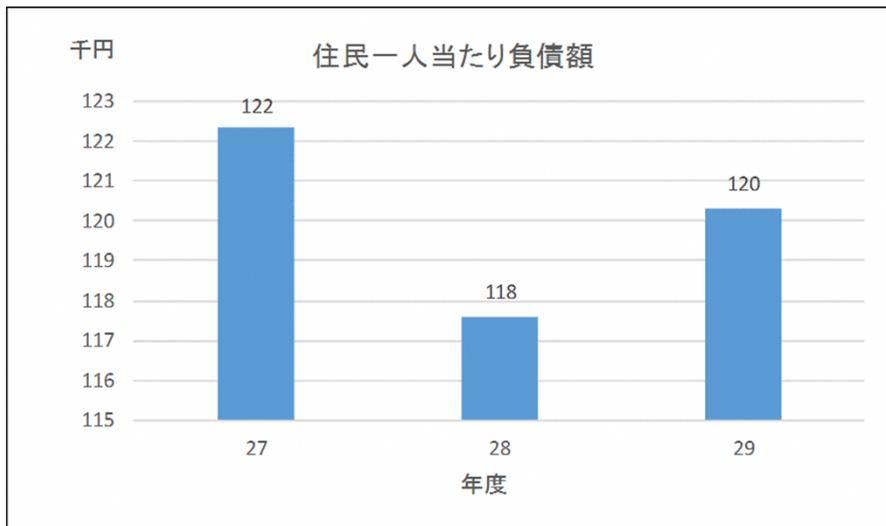
財政に持続可能性があるか
(どのくらい借金があるか)

住民一人当たり負債額

・負債額を住民基本台帳人口で除して住民一人当たり負債額とすることにより、住民にとって理解しやすい情報になるとともに、他団体との比較が容易になります。

算定式

・負債合計 ÷ 住民基本台帳人口



住民一人当たりの負債額

	負債 (千円)	住民基本台帳 人口(人)	住民一人当たりの 負債額(千円)
29年度	682,655	5,674	120
28年度	682,551	5,805	118
27年度	742,412	6,069	122

資産形成度を示す住民1人当たり資産額と同様、負債の総額では、団体ごとの財政規模が異なるため、単純に金額のみで比較することはできませんが、住民1人当たりの負債額を算出することで類似団体との比較が容易になるとともに、住民にとってもわかりやすい情報となります。

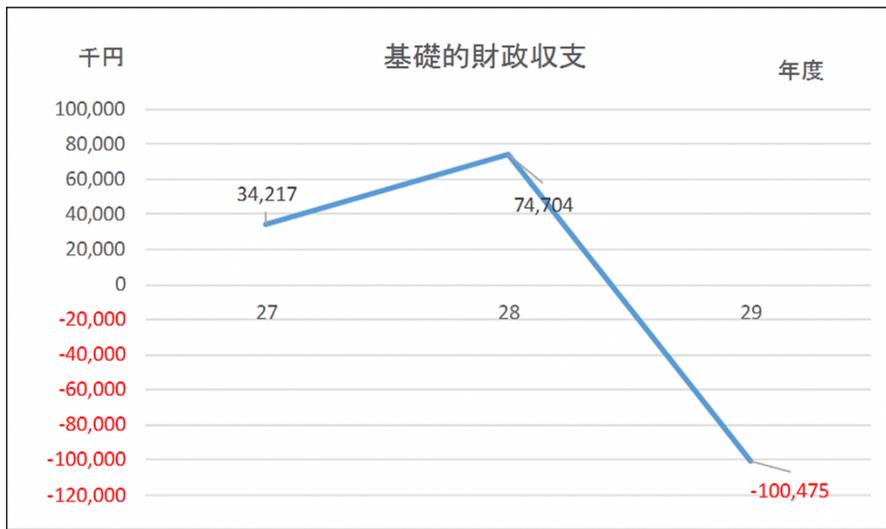
基礎的財政収支(プライマリーバランス)

・資金収支計算書上の業務活動収支(支払利息支出を除く)及び投資活動収支の合算額を算出することにより、地方債等の元利償還額を除いた歳出と、地方債等発行収入を除いた歳入のバランスを示す指標となり、当該バランスが均衡している場合には、経済成長率が長期金利を下回らない限り経済規模に対する地方債等の比率は増加せず、持続可能な財政運営が実現できていると捉えることができます。

・ただし、基礎的財政収支は国の財政健全化目標にも用いられていますが、地方の場合は国とは異なって、建設公債主義等がより厳密に適用されており、原則として赤字公債に依存することができないため、国と地方で基礎的財政収支を一概に比較すべきではない点に留意が必要です。

算定式

・基礎的財政収支 = 業務活動収支(支払利息支出を除く) + 投資活動収支



基礎的財政収支

	業務活動収支 (支払利息支出を除く) (千円)	投資活動収支 (千円)	基礎的財政収支 (千円)
29年度	1,619,945	△ 1,720,420	△ 100,475
28年度	1,505,376	△ 1,430,672	74,704
27年度	1,670,926	△ 1,636,709	34,217

基礎的財政収支(プライマリーバランス)については、政府全体の財政健全化の目標にも使われていますが、地方公共団体においては、建設公債主義がより厳密に適用されており、原則として赤字公債に依存することができないため、同じ表現を使っているにもかかわらず、国と地方の基礎的財政収支を一概に比較すべきではない点には留意が必要です。

なお、基礎的財政収支が赤字となる場合には、赤字要因の分析にあたり、地方財政収支の不足額を補てんするために発行する特例的な地方債である臨時財政対策債等に留意し、業務活動収入に臨時財政対策債発行可能額及び減収補填債特例分発行額を加えた場合の基礎的財政収支についても参考とすることが考えられます。

債務償還可能年数

・該当年度のストック情報である実質債務(将来負担額-充当可能基金残高)が該当年度のフローの業務活動収支の黒字分等を償還財源とする場合にその何年分あるか示す指標で、仮に公共事業等の投資活動を全て中止して該当黒字分を償還財源に充てた場合に何年で債務償還できるか示す理論値です。

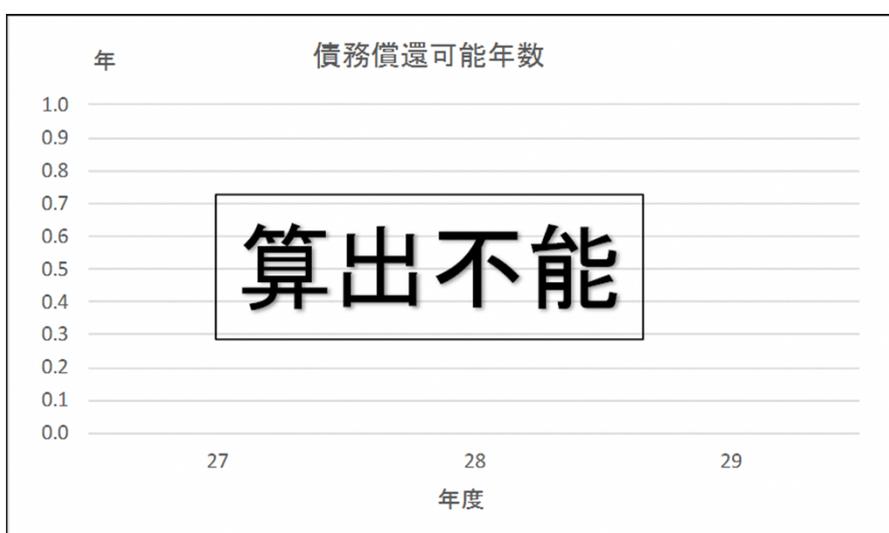
算定式

$$\text{債務償還可能年数} = \frac{\text{将来負担額}(\ast 1) - \text{充当可能基金残高}}{\text{業務収入等}(\ast 2) - \text{業務支出}(\ast 3)} \quad \begin{matrix} \text{①} \\ \text{②} \end{matrix}$$

※1 将来負担額及び充当可能基金残高については、地方公共団体健全化法上の将来負担比率の算定式による。

※2 業務収入は、資金収支計算書(地方公会計)における業務収入による。また、「業務収入+減収補填債特例分発行額+臨時財政対策債発行可能額」とする。

※3 業務支出は、資金収支計算書(地方公会計)における業務支出による。



債務償還可能年数

	①		②		①/②
	将来負担額 (千円)	充当可能基金 残高(千円)	業務収入等 (千円)	業務支出 (千円)	債務償還 可能年数(年)
29年度	695,647	9,391,332	6,487,183	4,821,022	-
28年度	706,905	8,992,753	6,392,511	4,795,940	-
27年度	750,060	8,833,251	7,001,044	5,365,916	-

償還財源として、減収補填債特例分発行額や臨時財政対策債発行可能額を含めた業務収入と業務支出の差額を用いていますが、所有していない資産の整備費用については、資産に計上されず、業務支出に含まれる一方、それに充当した地方債は業務収入には含まれないためアンバランスになることに留意が必要です。

このため、都道府県においては、国道や一級河川の整備等により資産に計上されない大規模な事業を行った場合など、当該年度の業務支出が大きいために、極端に長い年月となる又は単年度では算出不能になる場合もあることに留意が必要です。

したがって、債務償還可能年数の取扱い等については、各地方公共団体の実態を踏まえた上で、今後の検討課題とすべきでしょう。

4 効率性

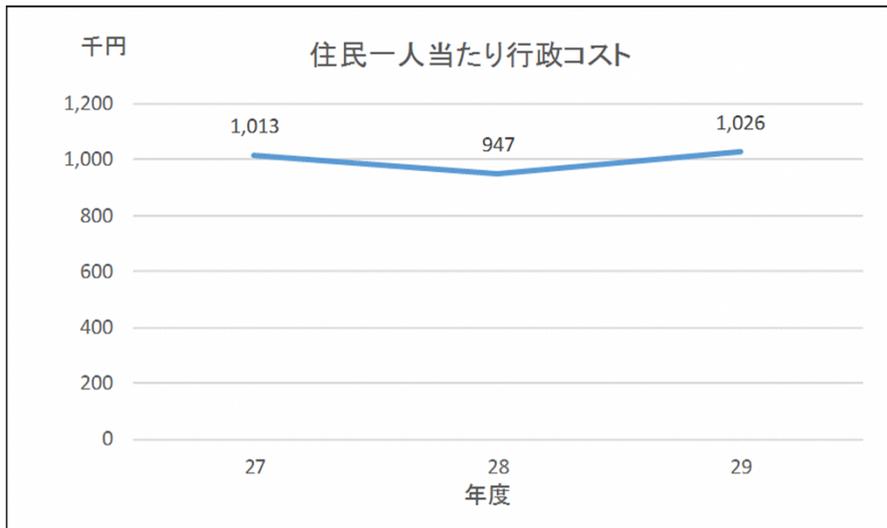
行政サービスは効率的に提供されているか

住民一人当たり行政コスト

・行政コスト計算書で算出される行政コストを住民基本台帳人口で除して住民一人当たり行政コストとすることにより、行政活動の効率性を見ることができます。

算定式

・純行政コスト÷住民基本台帳人口



住民一人当たりの行政コスト

	純行政コスト (千円)	住民基本台帳 人口(人)	住民一人当たりの 純行政コスト(千円)
29年度	5,820,178	5,674	1,026
28年度	5,496,495	5,805	947
27年度	6,147,842	6,069	1,013

効率性を測るためには、行政コストに着目することが有効ですが、人口規模や面積等により、必要となるコストは異なるので、類似団体とそのまま比較することはできません。住民1人当たりの行政コストの額を算出することにより、住民にとってもわかりやすい情報となるとともに、類似団体とも比較が可能となります。

また、類似団体と比較する場合、コスト発生の要因(経常的に発生するものか、特殊事情により臨時的に発生するものか)を考慮し、経常的なコストに着目することも有効です。

したがって、類似団体との比較においては以下の指標が有効です。

<参考>

住民一人当たり純経常行政コスト

・住民一人当たり純経常行政コストについては、地方公共団体の人口や面積、行政権能等により異なるものと考えられるため、一概に他団体と比較するのではなく、類似団体等と比較することが適当です。

算定式

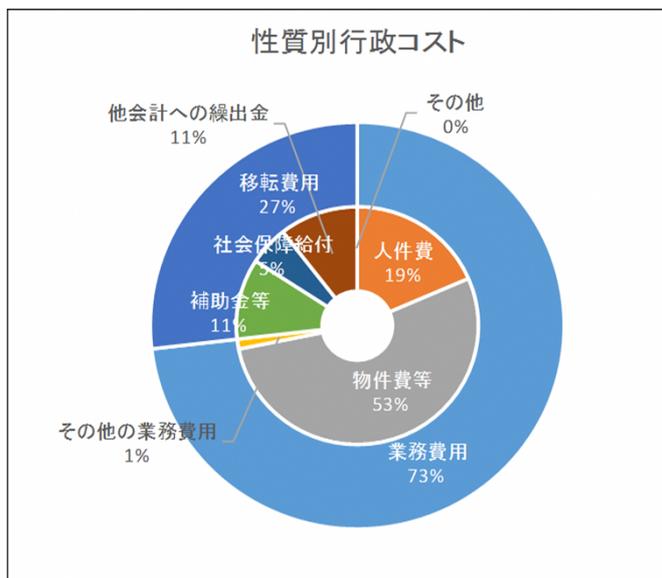
・純経常行政コスト÷住民基本台帳人口

住民一人当たりの純経常行政コスト

	純経常行政コスト (千円)	住民基本台帳 人口(人)	住民一人当たりの 純経常行政コスト(千円)
29年度	5,616,677	5,674	990
28年度	5,497,011	5,805	947
27年度	6,090,243	6,069	1,004

性質別行政コスト

- ・性質別行政コストを住民基本台帳人口で除して住民一人当たり性質別行政コストとすることにより、地方公共団体の行政活動に係る効率性を測定することができます。
- ・類似団体との比較により該当団体の効率性を評価することができます。



性質別の行政コストを経年比較し増減分析することにより、効率性の度合いが把握できるとともに、行政目的別の行政コストを類似団体と比較することにより、どの分野の政策に重点を置いているのか把握することができます。

住民一人当たり人件費・物件費等

	人件費・物件費 (千円)	住民基本台帳 人口(人)	住民一人当たり 人件費・物件費等(千円)
29年度	4,293,670	5,674	757
28年度	4,229,631	5,805	729
27年度	4,591,331	6,069	757

5 自律性

歳入はどのくらい税金等でまかなわれているか
(受益者負担の水準はどうなっているか)

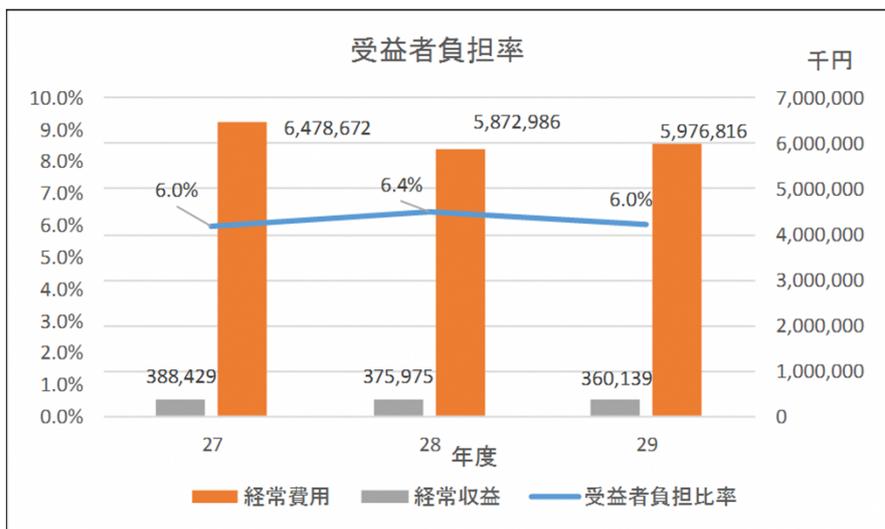
受益者負担の割合(受益者負担比率)

・行政コスト計算書の経常収益は、使用料・手数料など行政サービスに係る受益者負担の金額を表すため、これを経常費用と比較することにより、行政サービス提供に対する直接的な割合を算出することができます。

・また、事業別・施設別に算出することにより、受益者負担の割合を詳細に分析することもできます。

算定式

$$\text{受益者負担比率} = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}}$$



受益者負担の割合(受益者負担比率)

	経常収益 (千円)	経常費用 (千円)	受益者負担比率
29年度	360,139	5,976,816	6.0%
28年度	375,975	5,872,986	6.4%
27年度	388,429	6,478,672	6.0%

受益者負担比率は、経常収益を経常費用と比較することにより、行政サービス提供に対する負担(経常費用)について、どの程度使用料、手数料等の受益者負担(経常収益)で賄えているのかを表しています。これを経年比較及び類似団体比較することにより、受益者負担の特徴を把握することが可能です。

また、事業別・施設別の受益者負担の割合を算出することにより、各事業・施設の受益者負担の状況を分析し、使用料等の見直しの必要性等の検討につなげることが可能となります。なお、受益者負担に類似するものであっても、分担金や負担金として徴収しているものについては経常収益に含まれないため、課題の設定によっては、分担金や負担金を加えた比率で分析することが考えられます。